⑮　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑯　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⑰　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⑱　工事の施工効率向上対策について　受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省ＷＥＢサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

①　工事円滑化会議　工事着手時及び新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

②　設計変更確認会議　工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

③　対策検討会議　工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

⑲　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和２年７月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいる。

⑳　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAMAMOTO Tetsuya, Director General of Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Fabrication and Install works of the drainage pump on the Ronden River drainage pump station of Shinjiko agricultural land maintenance project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M., 24 November, 2022

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M., 28 December, 2022, in case of submission by paper : 4 : 00 P.M., 28 December, 2022, in case of submission by postal application : 4 : 00 P.M., 28 December 2022

⑹　Contact person : WATANABE Kenji, the First Technical Review Section, Design Division, RuralDevelopment Department, Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office, 1―4―1 Shimoishii Kita-ku Okayama city Okayama Prefecture 700―8532 Japan. TEL 086―224―4511 ex. 2625

別表１

①　説明書の交付期間　令和４年11月９日から令和４年12月28日まで行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は、午後４時までとする。

②　参加資格確認申請書　令和４年11月９日から令和４年11月24日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

③　確認資料の提出期間　電子入札システムにより提出する場合（入札書とともに添付）　令和４年12月26日午前９時から令和４年12月28日午後４時まで。

持参または郵送により提出する場合　令和４年12月26日午前９時から令和４年12月28日午後４時まで。

④　入札書及び工事費内訳書の提出期間　令和４年12月26日午前９時から令和４年12月28日午後４時まで。

⑤　開札日時　令和５年２月14日午後１時30分から

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化する２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。（詳細は入札説明書及び参考資料による。）

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和４年11月９日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　石橋　洋信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第25号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　令和４年度　東京国際空港Ａ滑走路南側取付誘導路他地盤改良工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

②　令和４年度　東京国際空港Ａ滑走路北側取付誘導路他地盤改良工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港　東京国際空港内

⑷　工事内容

①　本工事は、東京国際空港Ａ３誘導路、Ａ滑走路、Ａ誘導路、Ｇ誘導路、Ｃ滑走路、Ｃ３誘導路及びＣ２誘導路において、地盤改良工、付帯工、仮設工および調査工の施工を行うものである。

②　本工事は、東京国際空港Ａ15誘導路、Ａ誘導路及びＬ15誘導路において、地盤改良工、付帯工、仮設工および調査工の施工を行うものである。

⑸　工期

①　契約締結日から令和６年２月16日まで

②　契約締結日から令和５年11月10日まで

⑹　本工事は、入札時に「技術提案（ＶＥ提案等の技術提案及び工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。